

くらしに役立つ法律の「いろは」

第2回「消費者被害を知って、詐欺から身を守ろう！」

セールスマンの勧誘があまりにもしつこくて、契約してしまった！

無料だと言うから利用したのに、高額を支払を求められている…

「水道局の方から来ました！」と言うから修理してもらったのに…

還付金があるという電話が来た！
受取期限が迫っているらしい！

不当な勧誘や表示に基づく契約から消費者を守る法律の「いろは」を弁護士がわかりやすく説明します。今回のセミナーで、詐欺被害にあわないための知識を身につけませんか。



日時	令和5年11月13日(月) 14時～15時
講師	東間 和哉 弁護士 (京都弁護士会所属・法テラス京都法律事務所)
定員	20名(事前申込制※予約に空きがあれば当日受付も可) ※10月20日(金)から受付開始します。 カウンターまたはお電話でお申し込みください。
会場 ・申込先	〒606-0013 京都市左京区岩倉下在地町16 (公財)京都市生涯学習振興財団 京都市岩倉図書館 京都バス「岩倉農協前」下車すぐ TEL: 075-702-8510

参加無料

どなたでもご参加
いただけます！